

## 同志社大学政法会大阪支部会則

(名 称)

第1条 本会は、同志社大学政法会大阪支部と称する。

(目 的)

第2条 本会は、支部会員相互の親睦と啓発を図り、本部の事業に協力し、同志社大学法学部および大学院法学研究科の充実発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務局を若林設備工業（株）内の下記に置く。

住 所：〒573-1183 枚方市渚南町32-28

電話番号：072-840-0721

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 支部会員の相互の親睦と啓発を図る事業
2. 本部の行う事業に対する協力
3. 支部会員名簿の整備
4. 本部および他の支部との連絡調整
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第5条 本会は、同志社大学政法会会員であつて、原則として大阪府に住所を有する者又は大阪府に勤務地を有する者とする。

(会 費)

第6条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- ・一般会員 一口 3,000 円
- ・委員、役員 6,000 円

(役 員)

第7条 本会は次の役員をおく。

1. 支部長 1 名
2. 副支部長 4 名程度
3. 支部委員 40 名程度
4. 支部監査委員 2 名程度
5. 顧問 若干名

(役員の選任)

第8条 役員は、以下のように決定する。

1. 支部長、支部委員および監査委員は、地域支部総会において地域支部会員の中から選任する。
2. 副支部長は、支部委員の中から支部長が委嘱する。
3. 顧問は、支部長が委嘱する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は、以下のように定める。

1. 支部長は、支部の会務を統括し、本会を代表する。
2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長が予め指定した順序によりその職務を代行する。
3. 支部委員は、支部委員会に出席し、その業務を処理する。
4. 各支部委員は、本会と各支部会員との連絡を図り、本会の目的達成に努める。
5. 支部監査委員は、本会の収支および財政の状況を監査し、支部委員会に出席して意見を述べることができる。
6. 顧問は、支部および支部長の諮問に応ずる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

任期途中で、選任された役員の任期は、残任期の満了までとする。

(機 関)

第11条 本会を運営するために、以下の機関を設け運営する。

1. 支部総会                      ・ ・ 定時支部総会および臨時支部総会とする。  
(1)定時支部総会              ・ ・ 原則として10月に開催する。  
(2)臨時支部総会              ・ ・ 支部委員会において必要と認めた時に開催する。
2. 支部総会                      ・ ・ 支部長が招集し、その議長となる。
3. 大阪支部総会  
(1)招集するには、会日の1か月前までに各支部会員に対して、会議の日時、場所および目的の通知を発しなければならない。  
(2)事業報告、収支決算および支部委員会において必要と認めた事項を審議し決議する。  
(3)決議は、出席支部会員の過半数をもって決する。

(支部委員会)

第12条 支部委員会は、以下のように構成する。

1. 支部長、副支部長及び支部委員、支部監査委員をもって構成する。
2. 支部役員会は、支部長が招集し、その議長となる。
3. 支部委員会は、総会に提出する議題、資産管理に関する事項、事業計画、収支

決算に関する事項およびその他重要な事項を審議し議決する。

4. 支部委員会の決議は、出席者の過半数をもって決する。

(会 計)

第 1 3 条 本会の会計年度は、初年度は 10 月 29 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わる。

以後毎年 10 月 1 日に始まり、翌年 9 月末日に終わる。

(報告事項)

第 1 4 条 支部長は、本部に対して次の事項を報告しなければならない。

1. 支部総会の概要（総会招集通知書発送数を含む。）
2. 役員の異動（その都度遅滞なく）
3. 支部会則の変更
4. 年次収支決算状況。但し、本部からの補助金等を受け入れた年度に限る。補助金の運用を翌期に繰り越した場合も同じとする。
5. 本部会長から報告を求められた事項

(定めのない事項)

第 1 5 条 本会則に定めのない事項については、同志社大学政法会会則に準拠して支部委員会が決定、処理する。

(会則の変更)

第 1 6 条 この会則の変更は、支部委員会の議を経て、支部総会において議決する。

附 則

1. 本会則は、2011 年 10 月 29 日から施行する。

(平成 23 年 10 月 29 日)

<改定履歴>

2025.9.19 第 3 条 事務局住所変更